平成２１年（フ）第４５号
熊本県玉名市大倉748番地４　大倉ハイツ301号室
破産者　永野　敏郎
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第１３５号
熊本県玉名市山田76番地
破産者　三藤加代子
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第８７８号
熊本県菊池市泗水町吉富325―２　レジール吉富107号室
破産者　小嶋　洋子
1　決定年月日　平成22年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第１１０号
熊本県八代市高植本町1273番地１
破産者　穂田　知徳
1　破産債権の届出期間　平成22年９月13日まで
2　一般調査期日　平成22年10月13日午後１時30分
平成22年８月10日　熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第３０７号
福岡市東区高美台２丁目９番６号
破産者　中川　善行
1　破産債権の届出期間　平成22年９月24日まで
2　一般調査期日　平成22年11月１日午後２時45分
平成22年８月12日
福岡地方裁判所第４民事部

免責決定

平成１６年（モ）第２９２８号
（平成１６年（フ）第９４３号）
愛媛県松山市山越５丁目15番４号といや町ハイツ101号、破産宣告時の住所愛媛県松山市権現町甲402番地１
破産者　髙橋　政秀
主文　破産者を免責する。
平成22年８月13日　松山地方裁判所

免責許可決定

平成２２年（フ）第１１号
静岡県御殿場市東田中３丁目４番10号　ハイツリバティＢ202、申立時の住所岩手県遠野市六日町４番７号
破産者　菊池志穂美（旧姓白井）
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部

平成２２年（フ）第８１８号
福岡市東区香椎浜２丁目７番２―203号
破産者　姜　　橦玟
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３７号
熊本県荒尾市荒尾2397番地２
破産者　髙平　真実
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２号
青森県八戸市桔梗野工業団地２丁目11番47号
清算株式会社　株式会社日昭工業
代表清算人　橋本八右衛門
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
青森地方裁判所八戸支部

平成２２年（ヒ）第５号
秋田市川元開和町７番18号
清算株式会社　イセイ秋田販売株式会社
代表清算人　久間木國男
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（ヒ）第２０７３号
東京都大田区田園調布３丁目18番15号
清算株式会社　株式会社アデスカンパニー
代表清算人　小森由紀子
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第２０７０号
東京都文京区小日向４丁目６番12号
清算株式会社　株式会社千潮建材
代表清算人　内田　　茂
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第３１号
神奈川県藤沢市本町１丁目１番31号富士航空ビル１階
清算株式会社　株式会社セレフューネ
代表清算人　伴　　良二
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（ヒ）第１７号
福岡市南区向野２丁目８番18号
清算株式会社　株式会社住販
代表清算人　伊達健太郎
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０３５号
東京都港区新橋６丁目１番11号
清算株式会社　もっとぎゅっとペット株式会社
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第５０１号
福島県郡山市亀田１丁目21番４号ヴィラクレドール310号室
清算株式会社　株式会社ＳＫＭ
代表清算人　藤田　浩司
1　決定年月日　平成22年８月10日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１条　清算株式会社　株式会社ＳＫＭ（以下「清算株式会社」という。）に対し特別清算開始決定日までの原因に基づいて発生した協定債権を有する者を「協定債権者」という。
第２条　協定債権者は、本協定の認可の決定が確定した日をもって、清算株式会社に対する一切の債権の支払いを免除する。
第３条　第２条記載の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
福島地方裁判所郡山支部

平成２１年（ヒ）第５０２号
福島県郡山市富久山町久保田字石鼻１番地１
清算株式会社　株式会社エスケー商事
代表清算人　藤田　浩司
1　決定年月日　平成22年８月10日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１条　清算株式会社　株式会社エスケー商事（以下「清算株式会社」という。）に対し特別清算開始決定日までの原因に基づいて発生した協定債権を有する者を「協定債権者」という。
第２条　協定債権者は、本協定の認可の決定が確定した日をもって、清算株式会社に対する一切の債権の支払いを免除する。
第３条　第２条記載の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
福島地方裁判所郡山支部